

(別紙2)

## ○ 所得基準について

以下の基準額を満たす世帯を対象とする。

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38 \text{万円} \times \text{同居者数})}{12 \text{ヵ月}} \leq$$

- ・一般区分  
15万8千円
- ・特別区分  
21万4千円
- ・特に所得の低い  
一般世帯  
6万5千円

上の基準額を世帯人数ごとに分けた表は、以下のとおりとなる。

### 所得基準表（単身者・家族）

家族数（遠隔地 扶養を含む）	都営住宅に入居する方全員の年間所得金額の合計		
	一般区分	特別区分	特に所得の低い 一般世帯
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円	—
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円	0円～1,160,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円	0円～1,540,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円	0円～1,920,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円	0円～2,300,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円	0円～2,680,000円

◎家族が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算

### <所得について>

所得税法の例に準じて算定された所得金額をいう。主なものは下記のとおり。

- ア. 給与所得：平成28年の給与収入の金額から給与所得控除額を控除した額
  - イ. 事業所得：平成28年の事業所得にかかる総収入金額から必要経費を控除した額
  - ウ. 公的年金所得：平成28年の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額
- ※ 1世帯で2人以上所得のある人がいる場合は、各所得金額を合算する。
- ※ 所得には、上のア～ウ以外にも、利子所得、不動産所得、配当所得等があり、これらについても合算する。
- ※ 所得に算定されないもの（非課税所得）の例
- ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金
  - ・遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金
  - ・寡婦年金、老齢福祉年金
  - ・生活保護の各扶助費
  - ・失業給付金 など